

飯塚市防災会議

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定に基づき設置された組織
同条第6項の規定に基づき、所掌事務及び組織について「飯塚市防災会議条例」で定めている。
毎年6月頃に防災会議を開催し、地域防災計画の修正等の審議、年度版水防計画を審議し、承認
をもらい、それに基づき業務を担当する班(各課)において計画の運用を行っているところ。

※ 防災会議では計画の大綱を審議しているのが主であり、細かな内容については審議する時間の確保
が難しいため、事前に委員から意見等を聴取し、可能な限り計画への反映を行っている。

また、防災会議の女性委員については、委員37名中9名まで増加を図ったものの、目標達成に
は至っていない。委員選任依頼の際には、依頼文書に男女共同参画推進課が作成しているチラシを
添付して関係機関を訪問し本市の審議会等における女性の登用を促進している取組を説明のうえ、
女性委員の選出をお願いしているが、委員構成を法に基づいた構成としている点から関係機関の意
向や委員推薦方法等により、実際には各機関の長が選出されることが多いのが実情となっている。

自主防災組織

自主防災組織設立については、地区の自治会長会での各種事業説明や自治会に出向いての防災講
話等を行う際に、その必要性について理解を求め、設立のお願いをしているところ。その中で、実
際に組織の設立を希望する自治会に対しては、「防災講話」⇒「自治会まち歩き」⇒「自治会避難訓
練」等の支援を行っている。

自主防災組織設立のため、自主防災活動のリーダーとなる人材を養成する地域防災リーダー研修
については、平成28年度から実施しており、令和元年度も「平日コース」、「土日コース」を開催
し、各コース50名、合計100名の募集定員に対し78名の申込みがあり、57名を新たに地域防災リ
ーダーに認定した。これにより、平成28年度からの累積認定者は228名となった。

市民に対する啓発等

自治会での防災研修や市内の小中学校等で防災教育を行い、防災に関する啓発を行っている。
〔研修会等実績〕平成30年度 64回

また、災害に関する基本的な情報を記載した『いいつか防災』(冊子)を作成し全戸配布を行っ
た。

指定緊急避難場所・指定避難所

災害時の避難所には、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があるが、災害の種別や程度に応じて開設する避難所が異なる。

「指定緊急避難場所」とは切迫した災害の危険から命を守るために緊急に避難する場所をいい、「指定避難所」とは災害により住宅を失った場合等において一定期間避難生活をする場所をいう。

【別紙1】 令和元年度 避難所一覧表

福祉避難所

福祉避難所は、災害時に避難所や在宅での生活が困難で介護等が必要と認めるときに、避難行動支援班が福祉関係団体等の協力を得て、要配慮者を移送する避難所をいう。

平成23年度に「災害発生時における福祉避難所に係る協定」を締結した福祉施設であり、現在、高齢者施設20箇所、障がい者施設7箇所を指定している。